

ソーシャルメディア担当者向けガイドライン

第1条(目的)

株式会社〇〇では、お客様に今まで以上に迅速に情報をお届けし、当社をご存知なかったお客様にも更にご理解と認知をしていただくために、ソーシャルネットワーキングやソーシャルネットメディアの利用を許可いたします。

ソーシャルメディアは世界中の様々な人々となつなげることができ、情報の受発信を行うことができる便利なツールです。しかしその反面、トラブルに繋がりやすいという側面もあります。担当者は、当社および取引先等の第三者(個人を含む。以下同じ)を侵害する情報を発信することを禁止し、個人の責任において、当社社員がソーシャルメディアを正しく安全に利用することを目的とします。

第2条(定義)

本ガイドラインでいうSNS等とは、人と人とのつながりを促進・円滑にし、情報共有を行う場を提供する事に利用されるインターネット上のコミュニケーション・サイトをいいます。例えば、Facebook、X(旧Twitter)、Instagram、YouTube、LINE、ブログ、ロコミサイトの各種サイトなどを示します。

第3条(本ガイドラインの適用範囲)

本ガイドラインは、当社に在職中の社員のみならず、当社退職後の元社員についても適用いたします。ただし、退職後の元社員に関しては、当社および取引先などの当社の関係者の信用の低下を招く情報の発信、秘密を漏洩する情報の発信を禁止するのみとします。

第4条(SNS等を利用するにあたっての心構え・理解)

当社社員は、SNSを利用する場合、以下の通り、SNSの特徴をよく理解した上、個人の責任として適切に利用するようにしてください。

1. SNS等での情報発信は、インターネットを通じたものであるため、不特定多数の利用者が閲覧することができ、容易に情報が拡散してしまうことを十分に認識理解して利用してください。
2. SNS等での情報発信により、自分自身に対する誹謗中傷がなされる可能性や、誹謗中傷の元になってしまうこともあることを十分に認識・理解して利用してください。
3. SNS等での情報発信で、個人的な見解として、当社や取引先等の情報を発信したとしても、当社の見解と誤認される可能性があり、当社への悪影響が生じかねませんので、情報発信の内容に関して十分に気をつけ、安易な情報発信をしないでください。

第5条(禁止行為)

- 1.会社(広報宣伝室)が承認した情報以外を発信しない
- 2.発信前に必ず広報宣伝室に発信内容を報告し、許可されたもの以外は投稿しない
- 3.公序良俗に反する行いをしない
- 4.虚偽の発言をしない
- 5.投稿を無断で削除しない
- 6.ステルスマーケティングやインサイダー取引に該当するような行動や発信をしない
- 7.差別や誹謗中傷、侮辱など、故意に第三者を傷つけるような発言をしない
- 8.不適切なサイトや有害なプログラムなどへ誘導する行為をしない
- 9.第三者の発信や記事を引用する際は、可否と共にその出处(ソース)を明確に提示できないものは投稿しない
- 10.公開を許可されていない当社の情報を勝手に公開しない
- 11.許可なく当社の社名やロゴ、商標を含む知的財産を使用しない
- 12.各ソーシャルメディアサービスの利用規約を違反しない
- 13.特定の思想に賛同しているような印象を持たれるような行動をしない
(宗教・政治などセンシティブな話題に反応するなど)
- 14.社員であっても個人が特定されるような投稿をしない
(映像等に社員が登場する時は仮名を使用する。顔部分はボカシ処理やイラストなどを合成する など)
- 15.管理用パスワードを勝手に変更しない
- 16.担当者以外の第三者(上長含む)には管理用パスワードを教えず、専任担当者が更新を行うことは原則不可とする(広報宣伝室除く)
- 17.更新は会社支給のPCやタブレット端末から行う(それ以外で更新を希望する場合は広報宣伝室に連絡を下さい)
- 18.勤務時間中は業務に専念する義務があることを理解し、公式アカウントの更新以上に私的にSNSやインターネットの利用、閲覧、書き込みや投稿などの行為を行わない。
- 19.個人所有の端末などと連携しない

第6条(報告)

- ・当社社員が、万が一本ガイドラインに違反すると思われる情報の発信を発見した場合には、当社に報告するものとします。
- ・自らが運用するSNS等において問題が発生した場合、当社および取引先等に影響をおよぼす可能性が生じた場合は、当社に速やかに報告し、対応を相談してください。なお当社は報告者に関する情報を正当な理由なく、公開しないことを約束します。
- ・アカウントが批判を受けたり、炎上した際は、自分でなんとかしようと思わず、すぐに

報宣伝室に報告し、適切な行動をとってください。

・フォローやいいね、リポスト、返信等第三者へのアクションを希望する場合は事前に広報宣伝室に相談してください。

第7条(本ガイドライン違反に関する対処)

1.当社は当社社員が本ガイドラインに反する行為に関し、一切の責任を負いません。当社社員がSNS上で第三者の権利を侵害するなどの行為により、損害を与えた場合には、投資当該社員の責任と負担において、その損害を賠償するものとします。

2.当社は本ガイドラインに反した社員に対して、当社就業規則記載の懲戒処分、その他適切な処置を講じることがあります。

以上

〇〇年〇〇月〇〇日制定